

中野区教育委員会会議録 平成25年第25回定例会

○開会日 平成25年8月23日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午後 3時00分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当・知的資産担当)	
	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(学校・地域連携担当)	濱 口 求
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	大 島 やよい
委 員	高 木 明 郎

○傍聴者数 3人

○議事日程

[協議事項]

(1) 平成26年度使用教科用図書の採択について（指導室長）

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

[その他事案]

(1) 第1・第2ブロック校長・園長との意見交換会

中野区 教育委員会
第 2 5 回定例会
(平成 2 5 年 8 月 2 3 日)

午前 10 時 00 分開会

大島委員長

おはようございます。

教育委員会第 25 回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、高木委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

ここで傍聴の方にお知らせいたします。本日は、教育委員と、第 1・第 2 ブロック校長・園長との意見交換会が予定されています。

傍聴の方につきましては、本日の報告事項の終了後にご退室となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは日程に入ります。

<協議事項>

大島委員長

協議事項、「平成 26 年度使用教科用図書の採択について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、お手元の資料に基づきまして、平成 26 年度に使用いたします教科用図書の採択についてご協議をお願いしたいと思います。

平成 23 年度に中学校で使用する教科用図書の採択を、平成 22 年度に小学校で使用する教科用図書の採択を行っていただいているのですが、これらは 4 年に 1 回行われる大きな採択がえというものであります。

今回ご協議をいただく教科用図書採択については、平成 26 年度に使用する教科書の採択についてでございます。

まず、資料の 1 にある採択の方法及び時期についてご説明をいたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条というものがございまして、そこに、特別支援学級で使用する一般図書を除いて、4 年間同一の教科書を採択することというふうになっております。

また時期については、8 月 31 日までに採択するというふうに決められております。

この規定に基づきまして、資料の 2 番目をごらんください。

(1)、(2)、小学校それから中学校の教科用図書は、昨年度採択をいただいた教科書と同一の教科書を採択するという形になります。

ただし、米印にあります中学校のそこに書いてありますものにつきましては、学年をまたいで使用するために、平成 23 年度に給与した教科書を引き続き使用することとなります。

以上のことから、資料平成 26 年度使用教科用図書採択一覧表、別冊のほうなのですが、1 ページには、小学校のいわゆる検定教科書、4 年間使用する教科書の一覧が、そして 7 ページには中学校で採択する教科書が記されております。

小学校につきましては、その 2 の(1)にありますように、平成 26 年度までこの教科書を使う形になりますので、来年度新しく全部採択がえを行うという形になっていきます。

2 の(3)、特別支援学級で使用する教科書の採択というところなのですが、特別支援学級については 4 年間同じものということではなくて、毎年採択をいたします。

これは、そこに書きましたように、子どもたちの発達の状況が毎年異なるというところがありますので、その子どもたちの状況に合わせた教科書を採択をするという形になります。

資料の 1 枚目の 2 の(3)にあります、その根拠法令ですが、学校教育法附則第 9 条、それから同法施行規則第 139 条の規定に基づいて、検定の教科書以外のもので適切な教科書を使用することができる規定になっています。

先ほど申し上げましたように、子どもたちの障害の状況に合わせて最もふさわしい内容の図書を選定していくわけなのですが、検定教科書のほかに、文部科学省が作成しているいわゆる星本というもののなのですが、特別支援学校用教科用図書目録。それから東京都教育委員会が作成している、特別支援教育教科書調査研究資料、そして文部科学省が作成しています平成 26 年から平成 28 年に使用する一般図書の中から、各学校、学級で子どもたちの障害の状況に合わせて選ぶという形で、事務局に届けていただいているところです。

その届けていただいているものが、小学校でいえば 2 ページ、これが文部科学省が著作をしている教科用図書の一覧。それから、3 ページからがいわゆる一般図書というものがあります。

中学校につきましては、8 ページに文部科学省の著作教科書。それから、9 ページから 10 ページにかけてが使用する一般図書という形になっています。

この詳細につきましては、教育委員室に全部ではないのですがかなりのものを置かせて

いただいておりますので、きょうこのご説明を聞いていただいて、実際に教科書をごらん
いただいて、次回採択をいただければというふうに考えております。

説明は以上でございます。

大島委員長

では、ただいまの説明につきまして、質問、ご発言等ありましたらお願いします。

小林委員

実際に現在使われている教科書に関して、事務局のほうで何か、この教科書に関して学
校現場で、使い勝手だとか、そのほかさまざまな点で何か情報が入っているかどうか、そ
ういったことがあればお知らせいただきたいと思います。

指導室長

まず、子どもたちの発達の状況がかなり個人差が大きいということで、例えば、検定教
科書の他学年のものを使うということもできるのですが、そういうものを上手に使う場合
がいいお子さんもいれば、一般図書のほうにあります、かなり絵やイラストですとか、
図によって感覚的に理解をしやすいような図書などもありまして、そのあたりでどこに絞っ
ていくかというところは学校ごとにかなり苦労されているかなというふうに思っています。

ちなみに、例えば1学年の場合には、検定教科書を使っている学級なども教科によって
はあるというのが少し特徴かと思えます。

大島委員長

今のご説明は、特別支援学級で使う教科書についてのご説明ということでよろしいです
か。

指導室長

そうです。

大島委員長

そのほかに、そういう一般図書以外で、教育委員会が採択した検定教科書について何か
情報がありましたらお願いします。

指導室長

通常の学級で使用されております、4年間使う教科書につきましては、特に使いづら
いすとか、そういうようなご意見は私どものほうにはいただいているところござい
ます。

大島委員長

ほかに何かございますでしょうか。

では、本件については、次回定例会において、議決案件として審議したいと思いますので、事務局は準備をお願いします。

<報告事項>

<委員長、委員、教育長報告>

大島委員長

次に、委員長、委員、教育長報告です。

私から、7月26日の第24回定例会以降の主な委員の活動について、一括して報告いたします。

8月7日水曜日、平成25年度初任者・新規採用教員宿泊研修会視察、私、大島が出席いたしました。

8月19日月曜日、夏休み子ども日本語クラス閉講式「やったね!の会」の視察、私、大島と、高木委員、田辺教育長が出席されました。

私からの報告は以上です。

各委員から、報告につきまして、補足、質問等、ご発言がありましたらお願いしたいと思います。

まず私、今報告した両方に出席いたしましたので、簡単にご報告いたします。

まず、宿泊研修会なのですが、これは初任者あるいは新規採用という経験のまだ浅い先生方のための研修で、それまでも研修というものはやっているのですが、夏休みの期間を利用して、2泊3日で集中的に研修しようということでして、中野区の施設である軽井沢少年自然の家で行われました。

私は、第1日目だけだったのですが、朝皆さんと一緒のバスで出発しました。

車内でも、車内レクリエーション担当の先生が、いろいろ事前準備をいただいたそのレクリエーションを皆さんでしたのですけれども、すごく楽しそうで、似顔絵を書くとか、なぞなぞだとかいろいろありました。あと、おもしろかったのは、自己紹介なのですけれども、こう見えて実は私何とかなのですという、そういう形での自己紹介をしなさいとかいうのがありまして、実は私野球の〇〇のファンなのですとか、実は私〇〇を趣味でやっていますとか、いろいろおもしろい話が出まして大変楽しかったのです。またそういうものは、いわば先生が子どもたちとレクリエーションするときの材料にもなるので、そういう意味のノウハウが伝わるという意味もあったように思います。

それから、軽井沢の施設に着きましてからは、4、5人ずつのグループになりまして、模擬授業を――後ほど発表するのですけれども、模擬授業の準備ということをやっているところを私もちょっと一緒に視察させていただいて、なかなか授業を組み立てるといふのは大変なのだということを感じました。

例えば、私が理解できた範囲で言いますと、小学校の国語の授業で、ウサギとタヌキがけんかをしているのですけれども、大雨が降ってきて、雷が鳴ったりして、1本の木の下に逃げ込まなければいけない状況になって、そこで共通の怖い体験をしたことで仲直りするといふような話なのです。その仲直りの気持ちがいづ芽生えたかということについて、先生たちは、ちょっと早い段階のところを仲直りの芽生えた時点として捉えたみたいなのですけれども、指導主事の方と私は、そこはまだちょっと早いのではないか、もうちょっと後の時点ではないかというように思いまして、教科書のどこでそれが読み取れるのかという議論をちょっと皆さんとしたりしました。例えばそういうことにしても、教科書の中から読み取るということがもちろん必要なのでしょうけれども、その辺のところとかも、結構やっぱり、先生だからすぐに絶対にわかっているということでもなくて、やっぱり研修を積んだり、経験を積んだりすることで会得していくのだろうかと思ったり、一緒にそういう議論に参加させていただいて、大変に楽しかったし、ありがたかったといふふうに思いました。

それから、8月19日の「やったね!の会」ですけれども、国際交流協会で、毎年夏休みに12日間集中的な日本語のクラスをやっているのです。ことしも35名の方が、7歳から中学3年までの子どもたちですけれども、その子たちのうち27人が当日発表しまして、テーマは自分の自己紹介とか、あるいは自分の夢とか、学校の思い出、学校での職場体験の思い出とか、修学旅行の思い出とかいろいろなのです。長さもほとんど自分の名前ぐらいの感じの短いものから、結構いろいろなことを発表するまでさまざまですし、日本語の上達の程度ももちろん皆さんさまざまで、でも、すごいなと思ひまして。短期間の間にこれだけ、それぞれ程度は違いますけれども、習得するということはやっぱり頭脳が若いから吸収がいいのかしらとか、つくづく思ったりしたのです。皆さんそのクラスに通うようになった背景とか家庭の事情はいろいろで、親御さんの仕事の関係だとかいろいろだし、あるいはまた9月になったら自分の国に帰るといふようなお子さんもいるのです。でも、いずれにしろ自分の生まれ育った国の言葉と日本語と両方ができるような人材になったらこれはすごいことで、日本の国にとっても貴重な人材ですし、外国と日本のかけ橋になるよ

うな立場になってくれたら本当に素晴らしいことなので、国際交流協会の方もボランティアの方も本当によくやってくださっていることはありがたいなと思いました。

大変楽しかったです。

私の報告は以上です。

小林委員。

小林委員

特にございません。

大島委員長

高木委員。

高木委員

私も8月19日中野区国際交流協会の夏休み子ども日本語クラス閉講式「やったね！の会」に出席いたしました。

この中野区の国際交流協会は、私が学長をしております国際短期大学で毎年、3年くらい前からインターンシップをお願いしております、当日も本学の学生が2名お手伝いをさせていただいています。

中野区は人口が31万人ぐらいで、そのうち1万人ぐらい外国人の方がいると思うのです。私の子どもは中学3年生と小学校5年生、区内の区立の学校に在学していますが、やはり1クラスに1人、2人ぐらいの割合で、30人ぐらいの学級ですと、やっぱり外国人のお子さんや帰国子女の方というのはいる感じなので、体感的にもそれぐらいなのかなと。

委員長からもご説明があったように、ここの日本語クラスに来る経緯はさまざま、区立の、区内の小中学校に在籍しているお子さん、あるいは進学しているのは区外けれども中野区にお住まいのお子さん、あるいは海外にいる日本人の方で夏休みだけ戻ってきて、やはり母語である日本語を定着させたいということで参加されているお子さん、いろいろな方がいて、非常に活発にやられていると思います。

また、各子どもたちのスピーチの中では、夏休みの、毎年通ってきているお子さんもいますので、子ども日本語クラスが非常に日本語の習得に役に立ったとか、あるいは区立の小中学校に行ったときに、国際交流協会からの派遣でマンツーマンのサポートで非常に役に立ったということの感想が多かったです。

子どもの同級生でも、外国人のお子さんで、海外から来て、ほとんど日本語が話せない状態で編入すると本人も困りますし、正直中国語や英語をすらすらと話せる先生がそんな

にいるわけではないので、非常に国際交流協会さんの中野区の外国人のケアに関しては大きな役割になっているなど実感しています。

また、特に日本語クラス等ですとボランティアの方、本当に手弁当で、たしかここは講習の費用も自分たちで払って、手弁当プラス自己負担でやっているの、本当に頭が下がる思いでした。

こういった取組が、引き続き教育委員会としてもサポートして、続いていくことが、非常に中野区の教育のダイバーシティの推進には役に立つかなと実感したところでございます。

私からは以上です。

大島委員長

渡邊委員。

渡邊委員

特にございません。

大島委員長

教育長。

教育長

特にございません。

大島委員長

それでは、次に事務局からの報告事項、何かありますか。

教育長

まことに申しわけないのですけれども、個人情報の紛失事故が発生をいたしました。

詳細につきましては、指導室長からこの後報告をさせていただきますが、区立小学校で、女性教諭が、児童の個人情報が記録されていたSDカードを紛失するという事故が発生をいたしました。

個人情報につきましては、媒体に記録して持ち出しをするということは、中野区の教育委員会として、セキュリティーポリシーの中で絶対してはならないことということで禁止をしていることなのですけれども、こういうことが起きてしまったということで、指導徹底が十分図られていなかったということと、それから、教員のルールを徹底するというモラルが欠如していたということが原因であろうというふうに思っておりまして、それを十分改善するように今後も努めていきたいと思っております。

この件につきましては、被害が広がるおそれもありますので、中野区として、昨日プレス発表ということで、報道機関にもご連絡をさせていただきましたし、本日当該小学校で保護者会を開いて、経過の説明とお詫びを申し上げるということをさせていただきたいと思っております。

教育委員の皆様への報告は、本日しか会議がございましたので、あらかじめお電話でご報告をさせていただきましたが、相前後いたしまして本当に申しわけございませんでした。十分指導徹底していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

指導室長

今、教育長からお話がありました件について、もう少し詳細についてご報告いたします。

まず、この先生なのですが、基本的にはSDカードというものはデジタルカメラのデータを記録するために一般的に用いられるものでして、学校行事の様子だとか子どもたちの教育活動を日常的に撮影をして、それを例えば学級通信に載せたりだとか、学校内の掲示に使うという形で、そういう使い方をしていたのです。ただ、個人所有の私物のデジタルカメラということでありました。

本来写真だけが入るSDカードなのですが、当然テキストデータですとか、その他の電子データとかが入りますので、悪いこととはわかっていたと話しているのですが、通知表の所見の下書き、先生の言葉の下書きの部分と、それから通知表の成績一覧表という形のものを、氏名つきのものをそれに保存してしまっただと。そのカードは基本的にはカメラの中に入っていたはずなのですが、あるときそのカード容量がいっぱいになってしまって、抜き差しをして、出してしまったほうのカードをカメラが入っているケースに入れていたはずなのですが、それが見当たらないということで、なくなってしまったということです。

現在1か月近くたっているのですが、どこからもまだ出てきていないというような状況です。学校がお休みになっていることもあったので、徹底的に学校内、それから学校外でカメラを持って出かけたところを、1回ではなくて2回、3回探してもらったのですが、今のところ見つかっていないと。警察のほうにも遺失届は出しているのですが、まだそちらのほうからも連絡がないということで、現在所在がわからないというところでありました。

保護者に対しましては、昨年の6年生のお子さんのデータということで、卒業されている方なのですが、全家庭を学校のほうで手分けをして回って、きょうの保護者会のお知らせをしています。

また、きょうの保護者会は、昨年度の6年生以外にも、学校としての問題でもありますので、それ以外の保護者にも来ていただいて、説明とお詫びを学校のほうからすると。

きょうお見えになれない昨年度6年生のご家庭については、校長、副校長それから当該の教員が全部回って、同じようにお手紙を渡してお詫びをするというようなことを考えてございます。

再発防止に向けては、先ほど教育長からありましたように、セキュリティーポリシーというものがあって、そこに細かくこういうものについてこう取扱いをなさいと書いてあります。そこには個人情報を持ち出すことは絶対できないというふうには書いてあるのです。

ただ、例えば名前の部分を記号化するとか、番号にして、あとこちらに数字があるということであれば、それは乱数表のような形になるので、個人情報としては特定できないということもありますので、そういう形で持ち出すことは可能なのですが、その場合でも校長に必ずこういうものを持っていきますということを届け出をして、校長が許可をして初めて、そういう形で別のところで仕事ができるというようなルールにしてありますので、そのあたりルールをきちんと守ってもらわないと、全部規制するということにしか私どももできなくなりますので、それは教育活動において支障が出てきますから、そのあたり研修も含めて指導徹底していきたいと思っております。

本当に申しわけございませんでした。

大島委員長

わかりました。

以前からそういう個人情報を学校外に持ち出さないというルールについては、何度も、そういう不祥事も以前にもあったこともあって、それに対して指導徹底しますということでもやっていたいていると思うし、そういう話題も教育委員会でも時々出ていたと思うのです。わかっていながらやってしまったということだということで、大変遺憾に思います。何とか実害がなければいいなということと、教員の意識改革を含め、ルールを徹底してもらいたいというふうに思っております。

そのほかに、事務局からの報告事項はありますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

大島委員長

それでは、報告事項が終了いたしましたので、傍聴の方につきましては、ここでご退室をお願いいたします。

それでは、定例会を休憩します。

午前10時25分休憩

午後3時00分再開

大島委員長

それでは、定例会を再開します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第25回定例会を閉じます。

午後3時00分閉会